平成２２年（フ）第５４号
兵庫県たつの市新宮町中野庄195番地１
破産者　福島　　禎
１　決定年月日　平成23年10月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部
平成２２年（フ）第７６１号
福岡市博多区祇園町８―12ロータリー大和ビル701号、住民票上の住所北九州市八幡西区陣原４丁目19番20―303号
破産者　坂本美津枝
１　決定年月日　平成23年10月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部
平成２２年（フ）第２７７５号
福岡県福津市福間南１丁目14番53―13号
破産者　荒牧　　豊
１　決定年月日　平成23年10月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部
平成２３年（フ）第３１９号
福岡市早良区田村７丁目１番６―101号、前住所福岡市西区拾六町５丁目１番17―302号
破産者　堤　　實夫
１　決定年月日　平成23年10月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部
平成２３年（フ）第１４０９号
神奈川県綾瀬市蓼川３丁目７番48号
破産者　杉浦美由樹
１　決定年月日　平成23年10月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部
平成２３年（フ）第６９号
鳥取県鳥取市国府町宮下63番地の３、旧住所鳥取県鳥取市国府町宮下1092番地３
破産者　加藤　俊治
１　決定年月日　平成23年10月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部
平成２３年（フ）第１０６号
鳥取県鳥取市富安331番地　グランディール鳥取408号、旧住所鳥取県鳥取市吉成715番地１　サーパス美保公園706号
破産者　山本　節二
１　決定年月日　平成23年10月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部
平成２２年（フ）第１２２号
山口県下松市大字東豊井274番地
破産者　兼平　英子
１　決定年月日　平成23年10月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第２２８５号
名古屋市西区清里町69番地の87
破産者　塩川　洋史
１　破産債権の届出期間　平成23年10月31日まで
２　一般調査期日　平成23年12月８日午後３時
平成23年10月６日
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２３年（フ）第４２号
熊本県荒尾市川登1848番地６
破産者　岸川　　直
１　破産債権の届出期間　平成23年11月１日まで
２　一般調査期日　平成23年11月28日午後１時30分
平成23年10月11日　熊本地方裁判所玉名支部
平成２３年（フ）第６１号
名古屋市名東区上社３丁目301番地　パピヨン上社302号
破産者　芝　　宏史
１　破産債権の届出期間　平成23年11月４日まで
２　一般調査期日　平成23年12月21日午前11時
平成23年10月７日
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２３年（フ）第７１３号
広島市西区三篠北町13番18号
破産者　川原　光男
１　破産債権の届出期間　平成23年11月７日まで
２　一般調査期日　平成23年12月27日午後２時30分
平成23年10月７日
広島地方裁判所民事第４部
平成２３年（フ）第８６４号
京都市西京区桂千代原町51番地８、申立前の住所京都市右京区西京極中沢町１番地13　サンシティ西京極２番館715号
破産者　福田　隆志
１　破産債権の届出期間　平成23年11月11日まで
２　一般調査期日　平成23年12月６日午前11時30分
平成23年10月11日
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２３年（フ）第８号
兵庫県宍粟市山崎町三谷３番地１、前本店所在地兵庫県宍粟市山崎町山田207番地の６
破産者　飛石機械産業株式会社
１　破産債権の届出期間　平成23年11月15日まで
２　一般調査期日　平成24年１月13日午後４時
平成23年10月11日　神戸地方裁判所龍野支部
平成２２年（フ）第１９８５号
大阪府羽曳野市郡戸399番地の９、開始決定時の住所大阪府藤井寺市小山３丁目278番地の１
破産者　加藤　桂子
１　破産債権の届出期間　平成23年11月18日まで
２　一般調査期日　平成23年12月19日午後１時30分
平成23年10月６日
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２３年（フ）第４２６号
堺市北区北長尾町６丁５番10号　ＭＩＮＯＲＩ105号、開始決定時の住所堺市堺区向陵東町２丁５番12号
破産者　箕嶋　年宏
１　破産債権の届出期間　平成23年11月18日まで
２　一般調査期日　平成23年12月19日午後１時30分
平成23年10月６日
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２３年（フ）第５５５号
大阪府富田林市五軒家１丁目16番８―609号、開始決定時の住所大阪府藤井寺市沢田３丁目３番20号
破産者　シシプランニングこと　土佐　　孝
１　破産債権の届出期間　平成23年11月18日まで
２　一般調査期日　平成23年12月19日午後１時30分
平成23年10月６日
大阪地方裁判所堺支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
平成２２年（フ）第１３２号
北海道伊達市元町46番地32　パッシブ元町Ｃ号室、開始決定時の住所北海道伊達市舟岡町96番地130
破産者　伊藤　孝広
異議申述期間　平成23年11月15日まで
平成23年10月11日
札幌地方裁判所室蘭支部破産係
平成２３年（フ）第５６号
山口県岩国市麻里布町２丁目４番18号
破産者　株式会社美光
異議申述期間　平成23年11月21日まで
平成23年10月11日　山口地方裁判所岩国支部